

医療法人 医徳会 介護老人保健施設さつき苑

「介護予防通所リハビリテーション」重要事項説明書・契約書

(目的)

第1条 介護老人保健施設さつき苑（以下「当施設」という）は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護予防通所リハビリテーション（以下「サービス」という）を提供し、利用者及び利用者の身元引受人（以下「引受人」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約書は、利用者が当施設を利用したときから効力を有します。但し、引受人に変更があった場合は、新たに同意書を得ることとします。その為、確認させていただくことがあります。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、別紙1、別紙2、別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす引受人を立てます。但し、利用者が引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 引受人は、利用者が本契約書上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び引受人に対し、相当期間内にその引受人に代わる新たな引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 引受人の請求があったときは、当施設は引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス・支援計画にかかわらず、本契約書に基づくサービスを解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び引受人は、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス・支援計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 引受人も前項と同様に通所利用を解除・終了することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は引受人が正当な理由なく、サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の介護予防サービス・支援計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び引受人が、本契約書に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の契約に基づき、当施設が新たな引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び引受人は、連帯して当施設に対し、別紙2の利用料のうち利用者の負担割合に応じた料金及び利用者が個別に利用した料金の合計額を支払う義務があります。

(記録)

第7条 当施設は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他の利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、利用者保護の観点から自傷他害の恐れがある場合、生命又は身体を保護する為の対策として身体拘束を行うことがあります。その際は、引受人若しくは家族から同意を得ますが、緊急時等は医師の判断で行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容体及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、早急に引受人若しくは家族に連絡させていただきます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、引受人又は利用者若しくは引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙5のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、引受人又は利用者若しくは引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の引受人又は利用者若しくは引受人が指定する者及び保険者に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、引受人又は利用者の親族は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、介護支援専門員・苦情担当者に申し出ることができ又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は、利用者及び引受人がこの規定に基づいて、当施設に対して負う債務について連帯保証するものとします。連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意書を得ることとします。その為、確認させていただくことがあります。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この規定に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設さつき苑のご案内

(令和 8年 1月 1日 現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設さつき苑
- ・開設年月日 平成 9年 5月 1日
- ・所在地 宮城県東松島市大塩字山崎42番地1
- ・電話番号 0225-83-7760 ・FAX番号 0225-83-5411
- ・施設長 田村 真理
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0451480016号)

(2) 施設の職員体制

	職員数	業務内容
管理者	1人(兼務)	施設全体の管理
医師	1人以上(兼務)	健康管理及び療養上の指導
事務長	1人(兼務)	
看護職員	1人以上(専従)	健康管理及び療養上のお世話
介護職員	3人以上(専従)	日常生活の介護・お世話
介護支援専門員	1人以上(兼務)	介護計画の作成
支援相談員	1人以上(兼務)	日常生活の相談
理学療法士	1人以上(兼務)	機能回復訓練
作業療法士		機能回復訓練
言語聴覚士		
管理栄養士	2人以上(兼務)	献立表の作成・栄養指導
薬剤師	0	
事務職員	1人以上(兼務)	事務処理及び手続等
業務員	2人以上(専従)	運転手

(3) 通所定員 30名(但し、介護給付の対象となる利用者との合算)

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーションサービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護

- ① リハビリテーション
- ② 相談援助サービス
- ③ 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理
- ④ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日 ~ 土曜日(年末年始休業日 1/1・1/2・1/3)

営業時間 9:30~16:30

但し、非常災害時等、当施設の都合によりお休みさせていただく場合があります。

4. 通常の事業の実施地域

東松島市(全区域)

石巻市(北村・須江・広瀬)

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関、歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 医療法人 医徳会 真壁病院

住 所 宮城県東松島市矢本字鹿石前109番地4

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 金銭、貴重品について紛失・破損した場合は、責任を負いかねますのでお持ち込みなさいませぬようお願い致します。
- ・ 飲食物の持ち込みや、利用者間でのやりとりは食事制限が必要な方もいらっしゃるのので遠慮下さい。
- ・ 多くの方に安心してご利用していただく為、利用者の「営利行為、宗教活動、政治活動」は禁止します。
- ・ 市販の薬は無断でお持ちにならないで下さい。
- ・ スリッパ、サンダル等は転倒の恐れがありますので遠慮下さい。
- ・ ペット類の持ち込みはご遠慮下さい。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 自動火災報知設備、火災自動通報設備、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回（うち1回は夜間を想定した訓練）

8. 要望及び苦情相談

当施設には介護支援専門員、苦情担当者がおりますので、意見・要望等ございましたら、お気軽にご相談下さい。速やかに対応致します。また、備付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

担当責任者	介護支援専門員	熊谷 一美
担当者	看護師長	佐藤 静江
	介護長	阿部 寛
	相談員	佐々木 真理
		(電話 0225-83-7760)

また以下の関係機関に申し出ることもできます。

介護保険相談窓口

東松島市 西部地区 地域包括支援センター 介護保険班

(電話 0225-84-3811)

東松島市 東部地区 地域包括支援センター 介護保険班

(電話 0225-83-1966)

宮城県国民健康保険連合会相談窓口

宮城県国民健康保険連合会 介護保険課 苦情相談係

(電話 022-222-7700)

9. 第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日

令和7年1月27日

実施した評価機関名称

NPO法人 介護の社会を進める一万人市民委員会宮城県民の会

評価結果の開示状況

宮城県・仙台市指定情報公表センター ホームページ

介護予防通所リハビリテーションについて

(令和 6年 6月 1日 現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

利用の際、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションの概要

介護予防通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づいてご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及びリハビリテーション、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防通所リハビリテーションサービス計画が作成されますが、その際、利用者・引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

区分 (1ヵ月の場合)		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	利用開始月から12ヵ月未満	2,268	4,536	6,804
	利用開始月から12ヵ月以上	2,148	4,296	6,444
要支援2	利用開始月から12ヵ月未満	4,228	8,456	12,684
	利用開始月から12ヵ月以上	3,988	7,976	11,964
区分 (日割りの場合)		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	利用開始月から12ヵ月未満	75	150	225
	利用開始月から12ヵ月以上	71	142	213
要支援2	利用開始月から12ヵ月未満	140	280	420
	利用開始月から12ヵ月以上	132	264	396

(2) 加算料金

	項目	1割負担	2割負担	3割負担	
1	サービス提供体制強化加算 (I) 要支援 1	88	176	264	円/月
	要支援 2	176	352	528	円/月
2	若年性認知症利用者受入加算	240	480	720	円/月
3	栄養アセスメント加算	50	100	150	円/月
4	栄養改善加算	200	400	600	円/月
5	口腔栄養スクリーニング加算 (I)	20	40	60	円/回
6	口腔栄養スクリーニング加算 (II)	5	10	15	円/回
7	口腔機能向上加算 (I)	150	300	450	円/月
8	口腔機能向上加算 (II)	160	320	480	円/月
9	一体的サービス提供加算	480	960	1,440	円/月
10	科学的介護推進体制加算	40	80	120	円/月
11	生活行為向上リハ実施加算	562	1,124	1,686	円/月
12	退院時共同指導加算	600	1,200	1,300	円/月
13	介護職員等処遇改善加算 (I)	8.6%			円

(3) その他の料金

昼食代		750円/円
おむつ代	紙おむつ	150円/枚
	リハビリ用パンツ	150円/枚
	尿取りパッド	50円/枚
日用品 (入浴あり)		100円/日
日用品 (入浴なし)		60円/日
夕食代		650円/食
領収書再発行		110円/枚
文書料	1,	100円/枚
レクリエーション費		165円/月

*個人の希望によるレクリエーション代等は別途いただくこととなります。

(4) 支払い方法

利用料は月末締めとさせていただきます、翌月 10 日過ぎに請求書を送付致します。
お支払いは、ご指定頂いた口座より毎月 27 日に引き落としさせていただきます。
(金融機関休業の場合、振替日は翌営業日) 引き落とし日に残高不足等で引き落としが出来なかった場合には、翌月の引落日に合算して引き落としさせていただきます。
領収書は引き落としさせて頂いた日付にて領収印を押印し、翌月に当月利用料のご請求と一緒に送付致します。

個人情報の利用目的

(平成 18 年 4 月 1 日)

介護老人保健施設さつき苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

【介護老人保健施設内部での利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・管理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ―利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ―家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

【当施設の内部での利用に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―施設において行われる学生の実習への協力
 - ―当施設において行われる事例研究

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―外部監査機関への情報提供